

広島県告示第八百三十五号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百二十五条の六第三項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について、同意があったものと認めた。

平成二十四年十一月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

区	域
のり特定田島加入区（田島漁業協同組合の地区）	のり等養殖業（のり）
	区
	分